

(単価契約) 令和 9 年度汚泥処分業務委託 (その 1) 仕様書

建設局土木管理部河川整備課

(担当: 清水、森 電話 222-3591)

1 業務内容

本業務は、本市が指定する産業廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）が搬入する汚泥（本市が管理する側溝、排水路、河川、排水管渠、沈砂池等に堆積している泥状の土砂等を、収集運搬業者が側溝清掃車（いわゆる、バキューム清掃車）により収集したもののうち、土砂以外の不純物の混入がほばないもの（無機性汚泥）。以下同じ。）を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）及び関係法令に従い、処分するものである。

2 契約期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 予定数量

年間の予定数量は 400t とする。ただし、予定量であり変動することがある。

4 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「処分業の許可」とは、廃掃法第 14 条第 6 項による許可をいい、「許可証」とは、これを証するものをいう。
- (2) 「土木みどり事務所等」とは、北部土木みどり事務所、左京土木みどり事務所、東部土木みどり事務所、南部土木みどり事務所、西部土木みどり事務所、京北・左京山間部土木みどり事務所、西京土木みどり事務所、伏見土木みどり事務所、南部区画整理事務所、河川整備課、土木管理課及び産業観光局企業誘致推進室をいう。

5 業務受託者の資格

京都市長より、処分業の許可を受けており、事業の範囲に汚泥が含まれているもの。

6 業務要領

- (1) 本業務の受託者（以下「受託者」という。）は、土木みどり事務所等が、それぞれに契約している汚泥の収集運搬業者に、本市が管理する側溝、排水路、河川、排水管渠、沈砂池等に堆積している泥状の土砂等を側溝清掃車により収集及び運搬させた汚泥を、廃掃法及び関係法令に従い処分すること。
- (2) 受託者は、収集運搬業者が搬入する汚泥を検定証又は基準適合証のある計量器にて

重量を計量し、その重量を証明する書類を発行すること。

- (3) 産業廃棄物の処分は、5の許可証に記載された施設において行わなければならない。
- (4) 受託者が当該産業廃棄物中間処理後の残さの最終処分の処分業の許可を有していない場合は、最終処分を当該産業廃棄物の処分業の許可を有している者に委託しなければならない。
- (5) 受託者は、収集運搬業者が汚泥を収集運搬する前に、土木みどり事務所等又は収集運搬業者から、写真等の資料により、当該汚泥が受け入れ可能かどうかの確認を依頼された場合には、汚泥の状態を確認し、受入可能かどうか判断し、土木みどり事務所等又は収集運搬業者に速やかに回答すること。

7 資格条件等の確認

- (1) 受託者は、契約時に、許可証の写しを河川整備課に提出すること。
- (2) 受託者は、当該産業廃棄物中間処理後の残さの最終処分を委託する場合は、委託先が有する最終処分の許可証の写し、当該委託者に処分を委託していることが証明できる文書等（委託契約書の写し等）を河川整備課に提出すること。

8 立入検査

受託者が本仕様書の定めのとおり業務を行っていることを確認するため、受託者敷地内及びその他必要な場所に本市職員が立ち入り、検査ができるものとし、受託者は、これを拒むことができない。

9 マニフェストの運用

- (1) 本業務は、産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）の交付又は公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムの利用によって実施するものとする。
- (2) 紙マニフェストを交付する場合、甲及び乙は、廃掃法第12条の3の規定に従い、紙マニフェストの回付、送付、保存を行う。

10 報告・提出書類

- (1) 9(2)により紙マニフェストを交付する場合、紙マニフェストの写しについては、担当する土木みどり事務所等に送付すること。
- (2) 四半期ごとに、請求書、完了報告書（様式1）及びその他指示するものを担当する土木みどり事務所等に提出すること。提出書類の様式及び記入方法等については、担当する土木みどり事務所等の指示に従うこと。

1 1 支払方法

支払いは四半期ごととし、受託者からの適法な支払請求書及び完了報告書を受理したのち、30日以内に当該請求金額を支払うものとする。

なお、1回の支払いは契約単価（税込）に処分量を乗じた額とする。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。ただし、処分量については6（2）に定める方法で計量した重量の小数点第3位以下を切り捨てた数値とする。

1 2 損害の負担等

本業務の履行に伴う損害、事故及び負傷等に関して、京都市は一切の責任を負わない。

1 3 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、6の（4）の委託は、この限りではない。

1 4 権利・義務の譲渡の禁止

受託者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

1 5 経費負担

本業務の履行に伴う費用は、全て受託者の負担とする。

1 6 守秘義務

受託者は、本業務の履行に伴い知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

1 7 その他

- （1）本業務の特徴としては、主に浸水防除のために本市が管理する側溝、排水路、河川、排水管渠等に堆積している泥状の土砂等の撤去に係るものであり、気象及び水象等によって予定数量が大きく変化しうるため、本市は予定数量を保証しない。
- （2）本契約を解除した場合、処分の完了していない当該産業廃棄物の処理については、土木みどり事務所等と協議のうえ、誠意ある対応を行うこと。
- （3）委託する汚泥の性状等に変更があった場合は、その変更内容及び程度について、速やかに書面をもって通知すること。
- （4）落札業者は、本委託契約を交わす際、受注者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物処分受注者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の許可証を添付すること。また、受注者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付でき

ない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分受注者記入欄」の最終処分地の項目（所在地、処理方法、処理能力等）を必ず記載すること。

（５）その他、契約書及び本仕様書に記載なき事項については、協議による。

様式 1

履行確認印	

完 了 報 告 書

(あて先)
京 都 市 長 様

下記の委託について、貴職の指示のとおり完了したので報告します。

1. 委託名 (単価契約) 令和9年度汚泥処分業務委託 (その1)

2. 報告対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日分

3. 処分量

4. 受託金額

5. 提出先

年 月 日

受 託 者 住 所

商号又は名称

代 表 者 名

産業廃棄物

処 分

受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (事業の区分)	☐ 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
受注者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	☐ 許可証のとおり
受注者が行う処分方法	☐ 許可証のとおり
受注者が行う処分の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり
※ 受注者の委託業務が中間処理の場合 最終処分地について、いずれか選択して☑を記入し、不備のないようにすること。 ☐ 最終処分先の許可証の写しを添付 ☐ 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	☐ 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	☐ 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり